

認定農業者の皆様へ

～認定農業者制度の運用改善のお知らせ～

平成24年度から、各地域が抱える「人と農地の問題」の解決を図るため、集落・地域の話合いにより、今後の地域の中心となる経営体を定め、そこへの農地集積を進めるため、「人・農地プラン」を作成する取組が始まりました。中心経営体は、今後の地域を支えていく農業者となっていく必要があることから、認定農業者制度との整合を図っていくことが重要と考え、本制度について次のように運用改善を行いましたのでお知らせします。

① 人・農地プランとの関係（認定農業者への農地集積）

- (1) 中心経営体は、今後の地域を支えていく農業者として、地域が認めた者です。また、「人・農地プラン」においては、農地集積のプロセスが明確になるため、中心経営体への農地集積は円滑に進むものと見込まれます。これらのことから、認定農業者の皆様が経営発展していくためには、中心経営体に位置づけられることが重要と考えているところです。
- (2) このため、「人・農地プラン」を作成する市町村においては、認定農業者制度と中心経営体を一体的に運用し、中心経営体から申請があれば認定農業者として認定されるよう配慮することとしています。



人・農地プランについてはこちら→ http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/hito_nouchi.html

② 経営内容の自己チェック

- (1) 認定農業者の皆様が経営改善を着実に進めるには、自らの経営内容をふり返っていただくことが望ましいと考えています。このたび、農林水産省では「新たな農業経営指標」（平成24年3月）を策定し、皆様の経営改善を後押しすることとしました。
- (2) 認定農業者の皆様には、新たな農業経営指標に基づく自己チェックを毎年行っていただき、その結果を認定期間の中間年（3年目）及び最終年（5年目）に市町村へ提出していただくようお願いいたします。
- (3) 市町村は、皆様の自己チェック結果を踏まえ、必要な場合には普及指導センター、農業協同組合等と連携してフォローアップを行うこととしております。

新たな農業経営指標についてはこちら→ <http://www.maff.go.jp/j/ninaite/shihyo.html>

お問い合わせ先 ○○農政局 経営・事業支援部 担い手育成課 TEL 000-000-0000（直通）
農林水産省 経営局 経営政策課 経営育成グループ TEL 03-6744-0577（直通）

